



# テミス通信

第 10 号 / 2014年7月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



お初天神 例大祭

暑中お見舞い申し上げます

夏休みも始まり、各地で、夏祭りが行われていることと思います。

事務所のある大阪市北区西天満の氏神さんは、露天神社（つゆのてんじんじゃ）です。

その名は、菅原道真が当地で詠んだ歌「露と散る涙に袖は朽ちにけり 都のことを思い出ずれば」に因んでいます。

そんな由緒正しき名前を持っている神社ですが、むしろ地元では「お初天神」で通っています。（近松門左衛門の人形浄瑠璃「曾根崎心中」で有名です。）

その夏の例大祭が、7月18・19日と行われました。昨年7月号では、子ども達の役太鼓の練習風景をご紹介しましたが、今年は、事務所のすぐ近くで撮った写真です。

暑さもこれからが本番、お体大切に、お元気でお過ごし下さい。

（佐井恵子）

## お盆休みのお知らせ

8月14日（木）から15日（金）まで、お盆休みをいただきます。

国税局が、今年度の路線価を発表しました。

今年度中に不動産の贈与を考えていらっしゃる方には、

この新しい路線価をもとに贈与税の計算をすることとなります。

まだ余裕のある、この時期にご相談下さい。

テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



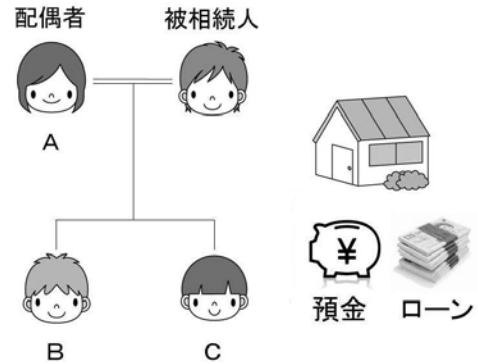
## 「要らない…」にもほどがある？

### 相続放棄＝放棄？

「相続することになったが・・・、私は何も相続しなくても良い。」こんな時、放棄あるいは相続放棄という言葉の思い浮かべる方がいらっしゃるのではないのでしょうか？

右のケース。3人の相続人A・B・C間で、Aが全ての財産（預金・不動産等）・負債（借金）を相続するからと、Aさんから「B・Cに早く放棄してもらわないといけませんよね。」と、ご相談を受けることがあります。

司法書士としては、「ん？！放棄？相続放棄？どちらかな？・・・。まずは、お話を聞かせて下さい。」と言って相談に入ることになります。



確かに、相続放棄の手続きは、自分が相続人となったことを知った時から3ヶ月以内に裁判所に申述をしなければならないので、急がないといけません。お話を伺っていると、「放棄」は、「遺産分割で自分は何も相続しない。」という趣旨で、「相続放棄の手続きは必要はなさそうですね。遺産分割協議書を作成しましょう。」と、なるケースが多数です。

### 使える！ 遺産分割協議

遺産分割協議書は、相続人全員の話し合いで財産・負債を誰が相続するのかを決めたことを作成した法律文書です。上記の例に沿って説明すれば、まず土地や預金の財産と借金の負債をAがすべて引き受ける内容を盛り込んだ遺産分割協議書に、相続人全員の署名と実印による押印をしたものです。

この書類があれば、相続したA単独で銀行の預金解約、不動産の名義変更などの相続手続きができます。

### 相続放棄と遺産分割の違いは？

遺産分割協議でAのみが相続する場合と、B・Cが相続放棄する場合、一見同じ結果に見えます。ところが、この話には債権者である第三者が登場してくると、大きな違いが出てきます。

### 相続放棄の効果は？

相続人が、家庭裁判所に申述して相続放棄をすると、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなします。財産は一切受け取れませんし、負債も一切引き受けることもありません。これには絶対的な効力があり、誰に対しても、相続には一切かかわらない立場になります。

B・Cが相続放棄をしていた場合、債権者にその旨を伝えれば、債権者は何も請求できません。B・Cは、誰に対しても相続放棄の効果を主張できるわけです。

### 遺産分割協議の効果は？

Aが全て相続する遺産分割協議では、一見、B・Cの相続放棄と結果が変わらないようですが、遺産分割協議は、当事者（相続人）間の決めごとである点が相続放棄と異なってきます。

被相続人が負債を残した場合。債権者が、遺産分割協議の内容に関わらず、B・Cに対し、返済を迫ったとしたらどうなるでしょうか。B・Cは、遺産分割協議書を盾に、自分は関係がないと言っても、残念ながら通用しません。債務は、**債権者との間で債務引受の合意等**がなければ、**相続人全員が当然に負担**することとされているからです。従って、負債の総額も分かっていて、Aが直ぐに債務を弁済する予定である場合や、Aが債務を全て引き受けることについて債権者が了承する場合は、遺産分割協議で十分ということになります。

#### 相続放棄でなければならない場合は？

被相続人の遺産だけでは、とても返しきれない債務がある場合には、B・Cとしては相続放棄手続きを踏んでおいたほうが安心です。

また、死亡を知った日より三ヶ月以内という相続放棄期間も、**期間伸長手続き**が可能なケースがありますので、もう間に合わないのではという場合でも、諦めないでご相談下さい。

私どもでは、上記のようなご相談があった場合、お話をよく聞かせていただき、一緒に方法を考えて参ります。遺産分割協議書の作成はもちろん、相続放棄をしておきたいというご希望があれば、すぐに対応させていただきます。



(山添健志)

## コンビニ交付証明書

平成22年2月2日より開始され、平成26年7月7日現在87自治体で実施されているコンビニ交付証明書。お聞きになったことがあるでしょうか。

全国どこのコンビニでも、自分の印鑑証明書や住民票の写しを、夜間、休日に関わらず取得することができ、便利になったとテレビでも紹介されています。

大阪府では、豊中市、枚方市、茨木市、泉佐野市、羽曳野市、門真市が、兵庫県では西宮市、三木市が、奈良県では生駒市がサービスを開始しています。

利用するには、住基カードの取得とコンビニ交付サービス利用者登録が必要です。印鑑証明書、住民票の交付手数料は、窓口で交付するよりも割安になるとか。

ところが、この証明書。各市各様の偽造防止用紙に代わって、コンビニのコピー用紙に両面印刷というもの。

原本確認方法は、コピーをすれば「複写」の文字が浮かんでくると、裏面の目視で確認できる画像の他に、その画像の裏に隠れている画像を写真の赤外線カメラ（1年待って漸く入手しました。）で読み取ることができたら本物といった、司法書士泣かせなもの。お札にも同様のものがあります。更に、偽造確認方法は、スキャナ・パソコン・インターネット回線・Adobe Readerが必要になり、とても、不動産取引の現場では使えません。

提出先に、予め、お尋ねの上、ご利用になって下さい。

コンビニは、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートで扱っています。 (佐井恵子)



## 会社法改正ニュース

2014年6月20日、「会社法の一部を改正する法律案」が参議院で可決成立しました。施行日は公布日から1年6月を越えない政令で定める日とされています。2015年4月1日の可能性が高いと考えられています。

内容は多規にわたりますが、その中でも、中小企業に影響のあるところを2つご紹介します。

### 1. 社外取締役などの要件の見直し

現行会社法の社外取締役の要件は、

「株式会社の取締役であって、現在及び過去に、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でない者」です。

(監査役も類似の規定)

改正法での要件は、現行会社法の要件をベースに①では緩和、②③では厳格化しています。

- ①過去に一度でも役職にあったものは除外という要件を「過去10年間」に緩和。
- ②自然人たる親会社等又は親会社等の取締役・執行役・使用人でないこと、又、親会社等の子会社等（兄弟会社）の業務執行取締役・執行役・使用人でないことを追加して厳格化。
- ③取締役・執行役・重要な使用人又は自然人たる親会社等の配偶者又は2親等内の親族でないことを追加して厳格化。

今後は、社外取締役・社外監査役に該当するかどうかについては、代表取締役との関係や支配株主との関係。また、親会社・兄弟会社での役職など、慎重に検討することになります。

### 2. 責任限定契約締結対象者の拡大

会社法では、取締役等の役員が、その任務を怠ったときは、会社に対して、損害賠償責任を負い、他の役員も連帯責任を負います。そこで、社外役員については、一定の場合において、予め定款で責任の限度額を定めることができます。

そこで改正法では、社外取締役要件の厳格化により、社外性を有しなくなった取締役等について、それまで認められてきた責任限定契約規定を継続・拡大するために、業務執行に関与しない取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で、会社は責任限定契約を締結することができるものとなります。

現在、社外取締役である親族取締役や、顧問税理士の社外監査役が就任している会社については、定款規定の変更・調整が必要となってきます。

経過措置がありますので、近くなりましたら、個別にご案内させていただきます。

(佐井恵子)



## CSR活動 1年間の活動報告

2013年7月発行のテミス通信第4号で「司法書士事務所にできるCSR活動」ということで、社会貢献活動に取り組む決意を表明しました。あれから1年、今回はその結果報告をさせていただきます。

### ペットボトルキャップの回収

昨年の7月からペットボトルキャップの回収を始めました。事務所で出るキャップは1日に2、3個ですが、自宅で集めたものも持ち寄って、集めたキャップは950個。塵も積もれば山となる！ 写真では伝わりにくいかもしれませんが、小さな山ができました。NPO法人エコキャップ推進協会に届けました。

HPによると、キャップ約430個(1kg)を10円で協利サイクル業者が購入し、その代金を認定NPO法人世界の子どもにワクチンを(JCV)に寄付します。20円で1人分のポリオワクチンができるそうです。今年は1人分でしたが、皆で話し合っ、これからも続けていくことにしました。来年はワクチン2人分のキャップを集めます。佐井事務所にお越しの際、もし不要なペットボトルキャップがございましたらスタッフにお声かけください。(石飛)



ペットボトルキャップ

### 使用済み切手の収集

1年間当事務所に送られてくる郵便物の切手をハサミで切り取り、収集しました。合計968枚の切手が集まり、今回は切手を回収している「日本キリスト教海外医療協会」に届けました。切手収集家に換金してもらい、海外医療協力のために役立てられます。


実際に1年間活動を行ってみて、身近なことから始めようというスタンスで取り組んできました。小さな事務所ですので、古切手収集も目を見張るほどの数は集まっていますが、事務所一丸となってほんの少しでも社会貢献をできたかなと思っています。小さなことでも継続すれば大きなものになり、続けることが大事だと思っていますので、この取り組みを次の1年も続け、また来年、皆様に活動報告をしたいと思います。(山添)





受領書(左)・切手(右)


## 佐井事務所 スタッフ紹介(拡大版)

今回のテーマは「テンションが上がる〇〇」。気持ちを上げて、暑い夏を乗り切りましょう!

  
チャイコフスキー  
ヴァイオリン協奏曲  
車のオーディオには、この曲が入っています。「さあ、これから!」と言うときに、この曲を流すとテンションが上がります。ちなみに、celloの発表会にも、これを聞いて向かいました。映画「オーケストラ!」(2009年・仏)は、この曲がテーマとなっています。映画も秀逸、お薦めです。(佐井恵子 司法書士)

  
ブライアン・アダムス  
「Summer of 69」  
僕が生まれる前の曲ですが、曲名のとおり夏になると聴きたくなる曲で、テンションが上がります。高級なオープンカーに乗って真夏の海岸線沿いを、この曲をかけてドライブするのがちょっとした夢です。(山添健志 司法書士)

  
劇団四季のライオンキング  
先日4度目の観劇に行くと、以前に観た時と同じ子役の女の子の身長が伸びて、かなり大きくなっていることにびっくりしました!四季は同じキャストの日もあれば一部キャストが変更されていることもあり、行く度に変化があって面白いです。ジャンルを問わず舞台鑑賞はテンションが上がります。(石飛佐和子 事務局)

  
入浴剤  
テンションUPは入浴剤を溶かしながら湯船につかること。ラベンダーや森林の香りはリラックスしたい時に使い、テンションを上げたい時は柑橘系かバラの香りの入浴剤を溶かします。溶けるにつれてお風呂中に香りが立ちこめ、リフレッシュして元気が出ます(\*^▽^\*)  
(門垣佳代子 事務局)

## 成年後見業務の風景

「老後のために、本人が一生懸命貯めてきたお金を、今、節約しては意味がない！」と、親族が一言。

成年後見人は、財産を積極的に運用したりできません。

基本的には、年金等の定期収入を当てにしながら、不足分を預貯金で賄う。財産管理方針は、「維持管理」。どうしても、収支トントンを目指してしまいます。

そこに、先の一言。

高齢の方々の財産管理をしていると、お金を使うにも元気が必要だとつくづく思います。70代、80代、90代と、それぞれ違います。均等に、計画的には、現実的ではありません。

ご本人のためになるものやサービスは、積極的に使えば良い。ご本人や親族の思いを、裁判所に上手に繋げるのが私の役割。そんな風にサポートしていこうと思うのでした。



(佐井恵子)

### テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・ 5月号の「1万人の第九募集にご一緒しませんか。」という呼びかけに、4人の男性が応じて下さいました。実際に応募したのは、その内の男性1名と事務所から女性4名、友人2名の総勢7名です。抽選の結果、この内5名が当選しました。半分嬉しく半分残念ですが、全員でキックオフ会をして12月7日の本番まで練習に励みます。
- ・ 6月1日、寺子屋法真堂さん主催の大人の遠足「南禅寺で座禅体験」に参加しました。当日は34度という気温にも関わらず、通り抜ける風が心地よいこと。石川五右衛門の名セリフ「絶景かな絶景かな」で有名な三門に上り、疲れた足を休めながら法堂に向かって座っていると、背後の山から吹き降ろしてくる一陣の風そして静寂。これぞ「極楽のあまり風」！！心地よい疲れと共に、英気を養いました。
- ・ 各地に天神さんがありますが、和漢詞に加えエピソードも現在たくさん残っている道真公、今の世であればその発信力で、twitter や facebook で大人気となりそうですね。
- ・ 一年で一番集中する定時株主総会関連のお仕事も、ようやく目途がついてきました。そんなこんなで・・・、記事が書けず（汗）。何とか7月中にお届けできそうでホッとしています。 (佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブ ロ グ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>